

## 第1章 調査の概要

### 1. 調査の目的

この報告書は、平成26年7月1日現在で実施した商業統計調査（卸売・小売業）のデータをもとに、松戸市において商業を営む事業所について集計・分析を行ったものです。

本調査は、昭和57年度より商業行政に不可欠な資料を作成することを目的として実施しています。

近年、松戸市においては、消費ニーズの変化や少子高齢化、あるいは近隣市における大型商業施設の出店などの影響を受け、市内の商業環境は厳しい状況に置かれています。

また一方では、松戸駅周辺まちづくり基本構想が昨年度策定され、それを具現化していく過程の中で松戸駅周辺中心市街地における商業環境を、将来に向けて、現在よりも好転される契機になると期待しているところです。

本調査は、こうした状況を背景に、最新の商業関連データの整備を行い、本市商業の現況と動向をキメ細かく把握するとともに、周辺都市との比較や、地域別といった観点等から分析することで、本市の商圈を明らかにし、今後の商業振興・活性化施策を検討する上での基礎資料とするものです。また、松戸駅周辺中心市街地にあっては、商業の現況はもとより、歩行者通行量や人の流れ等の現状も併せて把握・分析することにより、松戸駅周辺まちづくり基本構想を契機とした、今後の中心市街地の商業活性化に向けた施策に反映させるための基礎資料とするものです。

## 2. 報告書の構成

本調査では、多角的な視点から松戸市商業の現況と動向を把握することとし、以下に示す各章と資料編から構成されます。

- ・ 調査の概要
- ・ 松戸市における商業（卸売・小売業）の概況
- ・ 小地域別小売業の概況
- ・ 周辺都市との比較による松戸市小売業の概況
- ・ 中心市街地における小売業の概況
- ・ 商圈調査
- ・ まとめ

## 3. 利用上の注意事項

データの整備と分析に関して、以下の事項にご注意ください。

なお、松戸市のデータ整備にあたっては、経済産業省が実施した「平成 26 年商業統計調査（指定統計第 23 号経済産業省所管）」（以下、「商業統計調査」という。）の調査票を使用するため、経済産業省に調査票の使用を申請し、承認を得た後、整備を行っています。

### （1）商業統計調査について

#### ①商業統計調査の目的、経緯

商業統計調査は、国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所（卸売業、小売業）を対象として実施する調査であり、昭和 27 年に第 1 回調査を行って以来、昭和 51 年までは 2 年ごとに、平成 9 年までは 3 年ごとに調査を実施しました。平成 9 年以降は 5 年ごとに「本調査」を実施し、中間年（本調査の 2 年後）に「簡易調査」を実施しており、直近では平成 19 年に本調査を実施しました。

その後、全国すべての企業・事業所を対象とする「経済センサス」（基礎調査・活動調査）が創設されたことに伴い、既存の大規模統計調査の枠組みの見直しが行われ、従前の商業統計調査（簡易調査）で把握すべき事項は「経済センサス - 活動調査」で把握することとし、商業統計調査（本調査）は「経済センサス - 活動調査」実施年の 2 年後に実施しています。

## ②調査の期日

最新の調査は、平成 26 年商業統計調査で、平成 26 年 7 月 1 日に実施されました。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年	9 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	昭和 57 年	6 月 1 日	卸売・小売業・飲食店
昭和 29 年	9 月 1 日	〃	昭和 60 年	5 月 1 日	卸売・小売業
昭和 31 年	7 月 1 日	〃	昭和 61 年	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 33 年	7 月 1 日	〃	昭和 63 年	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 35 年	6 月 1 日	〃	平成元年	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 37 年	7 月 1 日	〃	平成 3 年	7 月 1 日	卸売・小売業
昭和 39 年	7 月 1 日	〃	平成 4 年	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 41 年	7 月 1 日	〃	平成 6 年	7 月 1 日	卸売・小売業
昭和 43 年	7 月 1 日	〃	平成 9 年	6 月 1 日	〃
昭和 45 年	6 月 1 日	〃	平成 11 年 ※1	7 月 1 日	〃（簡易調査）
昭和 47 年	5 月 1 日	〃	平成 14 年	6 月 1 日	〃（本調査）
昭和 49 年	5 月 1 日	〃	平成 16 年 ※2	6 月 1 日	〃（簡易調査）
昭和 51 年	5 月 1 日	〃	平成 19 年	6 月 1 日	〃（本調査）
昭和 54 年	6 月 1 日	〃	平成 26 年	7 月 1 日	〃（本調査）

※1 平成 11 年調査は総務庁事業所・企業統計調査と同時実施の簡易調査（第一回）

※2 平成 16 年調査は総務省事業所・企業統計調査およびサービス業基本調査と同時実施の簡易調査（第二回）

### ③調査の項目

平成 26 年調査の調査項目は、以下の通りです。

調査項目	
卸売業、小売業	事業所の名称及び電話番号、所在地 経営組織及び資本金額又は出資金額 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 事業所の開設時期 従業者数等 年間商品販売額等 年間商品販売額の販売方法別割合
小売業に限っての事項	年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合 セルフサービス方式採用の有無 売場面積 営業時間等 来客用駐車場の有無及び収容台数 チェーン組織への加盟の有無
法人事業所に限っての事項	年間商品仕入額の仕入先別割合 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合 企業全体の業種区分 企業全体の商業事業所に関する事項 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額 年初及び年末商品手持額 年間商品仕入額 電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合

#### (2) 統計法上の注意義務

指定統計表の使用にあたっては、秘密の保護に注意する必要があるため、事業所数が 1～2 店の場合、あるいは 3 店以上の場合でも他の 1～2 店の数値が明らかになるような場合は、事業所数以外の各項目の数値を秘匿する処理を行いました。なお、秘匿した数値は「X」で表示しています。

#### (3) データ整備上の留意事項

四捨五入や小数点の区切りの違い等により、この報告書の数値は、経済産業省や千葉県が発表する数値と相違する場合があります。

#### (4) 用語の説明

##### ◆ 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

##### ◆ 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）  
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

##### ◆ 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。  
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）  
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。  
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ

グ・インターネット販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

◆ 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

◆ 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

◆ 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

◆ 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

◆ 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を決めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。
- ⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

◆ 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。従って、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

◆ その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

◆ セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

◆ 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

#### (5) 統計上の留意事項

- ①四捨五入の関係で、構成比等では合計と内訳の計が必ずしも一致しない(100.0%にならない)場合があります。
- ②金額の集計は万円単位で行っていますが、必要に応じ四捨五入し、百万円もしくは億円単位で表示していることがあります。従って、金額の差し引きが一致しない場合があります。また、東京都で公表されている年間販売額は百万円単位のみであるため、東京都内の自治体については、年間商品販売額を万円単位で表示する場合、その数値を万円単位に換算したうえで表示しています。  
なお、増減比や構成比は万円単位で算出しています。
- ③増減率は、原則として年平均増減率をいい、本文中では年平均としています。

$$\text{年平均増減率 (\%)} = \left( \left( \frac{\text{当該年次データ}}{\text{前の年次データ}} \right)^{\frac{1}{a}} - 1 \right) \times 100$$

a : 増減を算出する期間の年数

#### (6) 統計表について

統計表および図表の中の記号は次の内容を表示しています。

「X」…秘匿数値を示します。

「—」…該当数値の無いものを示します。

「…」…調査項目に該当していないものを示します。

「0」…0.5未満の数値を示します。「0.0」は同様に0.05未満の数値を示します。

「△」…減少を示します。

#### 4. 調査機関

本調査は、株式会社ライテックに委託して行いました。